

第 34 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成30年6月28日(木)

熊谷市農業委員会

第34回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年6月28日(木) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年6月28日(木) 午前10時31分
- (3) 場 所 大里庁舎第3会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 18名
- (2) 欠席数 1名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 6 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満の農業用施設）

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第34回農地部会を開会いたします。
(木村部会長)

本日の欠席委員は、1番福田和行委員から届出がありました。
議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、7番柴田忠雄委員、8番大澤芳明委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第34回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

以上、6議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。
最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、贈与のため10アール当たりの価格はありません。この案件につきましては、平成30年6月6日、茂木友秀委員、塚田とよ子委員、農業振興課角張主任、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の

機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10アール当たりの売買価格は、〇〇円です。この案件につきましては、平成30年6月11日、赤石嘉孝委員、福島敬一委員、農業振興課角張主任、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号16、17と、また、農地法第4条の議案番号5、6、7は、農地法第5条の議案番号12と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号16、17を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号16、17については、2つの議案を1枚にした参考資料を用意しました。この資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号16、17について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号2は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は物置が既設1棟あり、宅地を含めた全体面積は459.3㎡です。

農地法第5条の議案番号16は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等はカーポートが既設1棟あり、宅地を含めた全体面積は459.3㎡です。

農地法第5条の議案番号17は、農地区分は2種農地、駐車場8台分です。

譲受人〇〇〇〇氏は〇〇〇〇〇の〇〇〇を営んでおります。大型トラックを所有しており、現在は群馬県の駐車場を借りて駐車しています。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇沿いに位置しており、〇〇と〇〇〇〇に挟まれた場所にあります。自宅から近い場所になることから、今回の申請が出されました。こちらが議案番号17の案件です。

〇〇〇〇〇氏は〇〇〇〇〇氏の〇で、〇〇〇〇〇氏の自宅の隣に住んでいます。住宅敷地の一部として使用していたことから是正をするため、申請が出されました。

議長

事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案
番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相
当とすべきものと決しました。
次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について
の議案番号16について、本案を許可相当とするに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当
とすべきものと決しました。
次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について
の議案番号17について、本案を許可相当とするに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当
とすべきものと決しました。
次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について
の議案番号5、6、7及び議案第3号農地法第5条の規定による
許可申請についての議案番号12を上程し、事務局の説明を求め
ます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案
番号5、6、7及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申
請についての議案番号12については、2つの議案を1枚にした
参考資料を用意しました。この資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につ
いての議案番号5、6、7について、申請地の地番・公簿地目・

面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号5は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年11月29日用途変更、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は、農業用倉庫が既設2棟です。

農地法第4条の議案番号6は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年11月29日用途変更、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は、豚舎が既設3棟です。

農地法第4条の議案番号7は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年11月29日用途変更、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は、農業用倉庫が既設1棟です。

農地法第5条の議案番号12は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年2月6日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は、木造平屋建の計画です。

平成28年に〇〇〇氏が農地を相続したところ、一部の農地に違反が見つかったため、是正するように指導をしてきました。これが農地法第4条議案番号5、6、7の案件です。

今回、〇〇〇氏の〇〇〇が個人住宅を計画しました。これが農地法第5条議案番号12の案件です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5、6、7について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2、5、6、7以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2、5、6、7以外について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は甲種農地、農振除外は平成30年2月6日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は、木造2階建の計画です。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建住宅、物置、外便所が既設各1棟、宅地を含めた全体面積は1,446.25㎡です。申請人が土地を相続したところ、農地を違反で使用していたため、申請が出されました。全体面積が1,000㎡を超えていますが、長年利用している状況から、やむを得ない案件であると考えています。

議案番号4は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年6月5日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は、木造2階建住宅が既設各1棟、宅地を含めた全体面積は1,674㎡です。申請人の親族が、農地を譲り受けて個人住宅を計画したところ、申請人の所有農地が違反で使用していたため、申請が出されました。全体面積が1,000㎡を超えていますが、長年利用している状況から、やむを得ない案件であると考えています。

議案番号8は、農地区分は1種農地、農振除外は平成23年3月17日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は、農業用倉庫が既設1棟です。〇〇地区で圃場整備事業を行うにあたり、区域内の農地を調査したところ、農地法の許

可を取っていないなかったため、申請が出されました。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造平屋建住宅が既設各2棟です。申請人は高齢となり、相続の事を考えて、土地を調査したところ、農地を違反で使用していたため、申請が出されました。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

山本委員 議案番号1の農地区分について、甲種農地というのは始めて聞いたのですが、これについてももう少し説明いただきたい。

事務局 10ヘクタール以上の集団的な広がりがある農地を1種農地と言いますが、これに加えて高性能の農業用機械の利用に供する農地、また土地改良事業の工事が完了した後、8年以内の農地を甲種農地を言います。

山本委員 なぜ甲種農地で許可申請が出されたのか、教えてもらいたい。

事務局 申請人が農地を相続しましたが、この土地しか所有しておらず、農振除外の申出がされましたが、他に代替地もないことから、やむを得ない案件と考えております。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2、5、6、7以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について

の議案番号12、16、17以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建の計画です。申請地は旗竿の形状となっており、路地敷部分を除いた面積は500㎡以内となっています。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建の計画です。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は鉄骨造2階建の計画です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、農振除外は平成30年6月5日、建築物等は木造平屋建の計画です。

議案番号8は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年6月5日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建の計画です。

議案番号13は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、426.96㎡です。申請人は昨年住宅を建て替えましたが、自家用車両の駐車スペースが確保できませんでした。このため、申請人の父から土地を借りて、駐車場として使用するため、申請が出されました。

議案番号14は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法

時転用)、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号508から608の101件であります。総筆数は181筆、総面積は237,485㎡で、田は129筆、185,513㎡、畑は52筆、51,972㎡、賃貸借は107筆、152,796㎡、使用貸借は74筆、84,698㎡です。設定の期間は、3年未満が7筆で、9,358㎡、3年以上6年未満が84筆、83,247㎡、6年以上が90筆、144,880㎡です。設定の区分は、新規の計画が60筆、71,594㎡で、再設定の計画が121筆、165,891㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるJAくまがやを除いた認定農業者の借り受けは、48件で104,324㎡となっております。次に農地所有適格法人の借り受けですが、13件で57,402㎡、農地利用集積円滑化団体であるJAくまがやを利用した借り受けは、1件で1,752㎡となっております。

認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、61件で全体の約60%となっております。

上記以外の担い手の借り受けは39件で74,007㎡となっております。

以上、101件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
議案番号606については、〇〇〇〇委員が借受人になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。
〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号606の案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号606について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。
大野委員は入室をお願いします。

[大野委員 入室]

議 長 次に議案番号606以外について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号606以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に議案第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 この議案は、相続税の納税猶予を受けている農地のうち、申告期限から20年が経過しようとするものについて、税務署からの依頼を受け、現地の利用状況を確認した結果について、税務署に通知するものです。税務署は農業委員会からの現地確認状況の回答や土地所有者からの申告などをもとに、納税の免除を決定することとなります。なお、議案書の右下の欄にあります英数字については、税務署の整理番号です。

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに氏名、最初の特例農地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、利用状況・特記事項、現地確認年月日、確認農業委員と事務局職員を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

登記地目は原野ですが、現況が畑となっており、納税猶予の適用を受けております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全

体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

増田 啓良

次長

遠藤 健司

主幹兼農地係長

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主任

贄田 敬嗣

農業振興課主事

上田 彩香

大里行政センター主査

森 佳一

平成30年6月28日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 柴 田 忠 雄

署名委員
